

公安委員会 説明資料No. 1	二代目東組及び極東会の指定の確認について	令和8年6月18日 刑事局
1 概要 令和8年5月20日に大阪府、5月22日に東京都の各公安委員会から、それぞれ次の暴力団に係る指定暴力団としての指定についての確認請求書の提出を受けた。審査専門委員の意見聴取を経て、指定の要件に該当する旨の確認を行うもの。 (1) 二代目東組(主たる事務所:大阪府、代表する者:滝本^{たきもと} 博司^{ひろし}、構成員:約50人) (2) 極東会(主たる事務所:東京都、代表する者:高橋^{たかはし} 仁^{ひとし}、構成員:約290人) 2 指定の要件に該当すると認める理由 (1) 実質目的要件（暴力団対策法第3条第1号）該当性 各団体は、次のとおり、資金獲得活動のため、その威力を暴力団員に利用させ、又は利用することを容認することを実質上の目的とするものと認められる。 ○ 威力を利用した資金獲得活動の状況 前回指定の効力発生日以降、各団体の暴力団員は、それぞれの団体の威力を利用した資金獲得活動に伴う恐喝、覚醒剤取締法違反等により検挙され、又は暴力的要求行為により中止命令等を受けている。 (2) 犯罪経歴保有者要件（同条第2号）該当性 各団体の幹部又は全暴力団員の数に占める犯罪経歴保有者数の比率が暴力団対策法施行令で定める比率を超えている。 (3) 階層組織性要件（同条第3号）該当性 各団体は、それぞれ、代表する者の統制の下、運営を支配する地位、他の暴力団員に指示又は命令をすることができる地位及びその他の地位の各階層を有し、階層的に構成されている団体である。		

公 安 委 員 会 説明資料No. 2	「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」について	令和8年6月18日 刑 事 局
1 背景 現下の特殊詐欺等の被害の深刻な状況を踏まえ、全国銀行協会においては、預貯金取扱事業者間で不正利用口座（※1）の情報を迅速に共有した上で、①振込元となった被害者口座のほか、②不正利用口座と同一名義の他行口座や③これらと資金授受関係のある共犯者口座を検知できるようにすることにより、関係口座の迅速な凍結や被害金の流出防止及び被害回復を図る取組を令和9年4月から開始する予定（※2）。 （※1）「詐欺その他の犯罪若しくは犯罪による収益の移転に利用され、又はそのおそれがあると認めた預金又は貯金口座」をいう。 （※2）「国民を詐欺から守るための総合対策2. 0」においては、当該情報共有のための枠組みの創設について検討する旨が記載されている。 2 改正の概要 上記取組を推進すべく、犯収規則を改正し、預貯金取扱事業者において、「取引時確認等を的確に行うための措置」（規則第32条）として以下の措置を講ずるよう努める旨を規定。 ○ 不正利用口座について当該口座に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置を講じた上で、当該口座に関する情報であって取引時確認等の措置を行うに際して必要なものを他の預貯金取扱事業者へ提供すること。 ○ 上記により提供を受けた情報を整理・分析し、必要に応じ、犯罪による収益の移転防止のために必要な措置を講ずること。 3 意見公募手続の実施結果（※金融庁実施） 本改正案について、令和8年3月27日から4月27日までの間、意見公募手続を実施した結果、14件の意見が寄せられた。 4 施行期日 令和9年4月1日		

公 安 委 員 会	「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則案」について	令 和 8 年 6 月 1 8 日 刑 事 局 生 活 安 全 局 交 通 局
説明資料No. 3		

1 趣旨

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律(令和 8 年法律第34号。以下「改正法」という。)の一部の施行等に伴い、「暴力的不法行為等」等を定める関係国家公安委員会規則について所要の規定の整備を行うもの。

2 概要

(1) 改正法の一部の施行に伴う改正

改正法により、犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)が改正され、「送金犯罪」に関する罰則が新設されたことを踏まえ、当該罰則に当たる行為を、「暴力的不法行為等」等に追加するもの。

(2) マネー・ローンダリング情勢の悪化等に対応するための改正

マネー・ローンダリング情勢等に鑑み、以下の罪に当たる行為を「暴力的不法行為等」等に追加するなどするもの。

○ 高額電子移転可能型前払式支払手段利用情報の提供を受ける等の罪

○ 為替取引カード等の譲受け等の罪

○ 電子決済手段等取引用情報の提供を受ける等の罪

○ 電子決済等利用情報の提供を受ける等の罪

○ 暗号資産交換用情報の提供を受ける等の罪

3 意見公募手続の実施結果

2 (2)について意見公募手続(令和 8 年 4 月10日から同年 5 月 9 日まで)を実施した結果、7 件の意見が寄せられた。

これらの内容について検討した結果、原案の修正を要するものとは認められないため、原案のとおり改正することとしたい。

4 施行期日

令和 8 年 7 月10日(改正法附則第 1 条ただし書に規定する規定の施行の日)

1 申請及び裁定の状況

(1) 申請の状況

※()内は被害者数

区 分	5 年度	6 年度	7 年度	前 年 度 比
申 請 件 数	479	471	433	-38
遺 族 給 付 金	201(141)	214(137)	168(110)	-46(-27)
重 傷 病 給 付 金	162	149	155	+6
障 害 給 付 金	116	108	110	+2

(2) 裁定の状況（当該年度以前の申請分を含む）

※()内は被害者数

区 分	5 年度	6 年度	7 年度	前 年 度 比
裁 定 件 数	439	394	422	+28
支 給 裁 定 件 数	403	351	373	+22
遺 族 給 付 金	209(143)	175(123)	169(103)	-6(-20)
重 傷 病 給 付 金	108	98	114	+16
障 害 給 付 金	86	78	90	+12
不支給裁定件数	36 (35)	43 (36)	49 (40)	+6 (+4)

- 不支給裁定に係る理由は「給付金の算定額を上回る労災補償、損害賠償等の受領の判明」(12 件)、「法第 2 条(犯罪被害、犯罪行為)に非該当」(8 件)など
- 裁定までに要した期間は平均約 9.3 か月

(3) 仮給付の状況

区 分	5 年度	6 年度	7 年度	前 年 度 比
仮 給 付 決 定 件 数	44	50	79	+29

2 支給裁定額の状況

(1) 給付区分別の裁定額等

(単位：千円)

区 分	裁定額	前年度比	被害者一人 当たりの平均	前年度比	最高額
遺 族 給 付 金	907,703	+200,912	8,813	+3,067	49,882
重 傷 病 給 付 金	35,434	+4,939	311	±0	1,200
障 害 給 付 金	392,967	+157,764	4,366	+1,351	39,744
裁 定 総 額	1,336,104	+363,615			

(※ 千円未満四捨五入)

(2) 制度改正の適用状況（遺族給付金）

(裁定額単位：千円)

区 分	件 数 (被害者数)	被害者一人当たり の平均裁定額	合計裁定額
新制度を適用したもの	102(67)	11,206	750,770
旧制度を適用したもの	67(36)	4,359	156,934

(※ 千円未満四捨五入)

※ 制度改正 ～ 各給付金における基礎額の一律引上げ及び遺族給付基礎額の算定における加算額の新設による給付水準の大幅な引上げ（令和6年6月15日施行）

3 国家公安委員会に対する審査請求の状況

- 請求 11 件（前年度比＋7 件）
- 裁決 3 件（前年度比±0 件） ※ 裁決の内訳（棄却 3 件）

公 安 委 員 会	令 和 7 年 に お け る 山 岳 遭 難	令 和 8 年 6 月 18 日
説 明 資 料 No. 5	及 び 水 難 の 概 況 等 に つ い て	生 活 安 全 局

1 山岳遭難の概況

- (1) 令和7年中の山岳遭難については、発生件数が3,122件、遭難者数が3,623人（うち死者・行方不明者数が332人）と、いずれも前年比増加しており、統計の残る昭和36年以降、発生件数は2番目、遭難者数は過去最多となった。
- (2) 遭難者の特徴は以下のとおり
 - 穂高連峰や高尾山等の遭難者数が過去5年間の平均と比較し増加
 - 目的別では、登山（ハイキング、沢登り等も含む）目的が約8割で最も多い。
 - 遭難態様別では、道迷いが約3割で最も多く、次いで転倒、滑落。転倒、疲労が近年増加
 - 年齢層別では、約半数が60歳以上
 - 訪日外国人の山岳遭難発生件数は174件、遭難者数が246人と、いずれも平成30年の統計開始以降最も多く、そのうちバックカントリースキーと登山が全体の8割以上を占めている。

2 水難の概況

- (1) 令和7年中の水難については、発生件数が1,426件、水難者数が1,599人（うち死者・行方不明者数が760人）で、いずれも昨年から減少したが、過去10年間で発生件数は3番目、水難者数は7番目であった。
- (2) 水難者の特徴は以下のとおり
 - 死者・行方不明者の年齢層別では、約半数が65歳以上
 - 全年齢層の死者・行方不明者の発生場所は、海が約半数で最も多く、中学生以下の死者・行方不明者は、海と河川がそれぞれ約4割以上で全体の約9割を占める。
 - 全年齢層の死者・行方不明者の行為別では、魚とり・釣りが約2割で最も多く、中学生以下の死者・行方不明者は、水遊びが約4割で最も多い。

3 今後の取組

- (1) 捜索・救助
 - 山岳遭難・水難救助活動における無人航空機等の活用
 - 救助に当たる職員を対象とした訓練の実施
 - 合同救助訓練等による関係機関等との連携
- (2) 広報・啓発
 - 無理のない登山計画や万全な装備品の準備、登山届等の提出、地図やコンパスを活用した道迷いの防止について、登山道入口付近での広報紙の配布等に加え、アプリ、SNS、YouTube等の多様な媒体手段を活用した広報啓発
 - 特に子供の水難防止に向け、河川管理機関や教育機関等との情報共有及び連携した広報啓発

1 特殊詐欺の情勢等

- 令和7年における特殊詐欺の被害額は約3,257億円であり、過去最悪であった令和6年の被害額約1,991億円を大きく上回り、危機的な状況。
- 令和7年中に特殊詐欺の犯行に利用された電話番号の種別をみると、国際電話番号が全体の75.5%を占め、海外から特殊詐欺が敢行されている状況。
- 我が国では、海外当局と連携し、令和7年中は、東南アジアの4か国（タイ、カンボジア、フィリピン及びマレーシア）を拠点として行われていた特殊詐欺の被疑者54人を検挙。
⇒ 特殊詐欺対策を推進する上で、犯罪組織の拠点がある東南アジア諸国との連携の強化は極めて重要。

2 特殊詐欺に係る東南アジア諸国との連携状況

- 警察庁幹部と外国捜査機関幹部との間のハイレベルによる個別捜査事案に係る協議
- 外国捜査機関による詐欺拠点摘発時等における、証拠品の解析等の共同捜査や解析支援
⇒ 特殊詐欺対策をより一層推進するためには、これらの取組に加えて、東南アジア諸国とのオペレーションレベルでの迅速かつ平素からの連携にアップグレードする必要。

3 特殊詐欺に係る東南アジア担当リエゾンの配置

(1) 任務

東南アジア諸国の中で組織的詐欺対策を牽引し、情報の集まるタイ王国に東南アジア担当リエゾンを配置し、次の任務を行う。

- 東南アジア各国の捜査機関との信頼関係の構築及び平素からの情報交換による現地情勢に関する情報収集・分析
- 外国捜査機関が組織的詐欺拠点を摘発した場合の迅速な情報収集や初動対応

(2) 配置時期

令和8年6月中旬

公 安 委 員 会	国際共同オペレーションによる	令和 8 年 6 月 18 日
説明資料No. 7	ミキシングサービス管理者の検挙等について	サイバー警察 局

1 概要

- ランサムウェアグループをはじめとする多くの犯罪グループが資金洗浄のために用いていたミキシングサービスについて、その管理者等の検挙を目的として、ユーロポールやアメリカをはじめとする10カ国2機関が国際共同オペレーションを推進してきた。
- 本年6月10日、ジョージアにおいて同サービスの管理者とみられるロシア国籍、ウクライナ国籍の2名が逮捕されたほか、被疑者グループが運営・管理するウェブサイトのテイクダウンや被疑者らの保有する暗号資産の凍結等も実施され、同サービスは無効化された。

※ ミキシングとは、暗号資産の取引経路を複雑に絡み合わせることで、取引の追跡を困難にすることをいう。

2 関東管区警察局サイバー特別捜査部の貢献

- 関係国から被疑者グループが使用していたサーバデータの提供を受け、本人確認情報やメールデータの復元に成功し、本ミキシングサービスの実態解明に貢献。
- 復元したデータを関係各国に展開することで、本ミキシングサービスを利用したランサムウェア事案の捜査の進展に貢献。
- 本オペレーションの開始以前に、世界で初めて本ミキシングサービスのデミキシングに成功し、同サービスを利用していたランサムウェアグループ「8base」の構成員2名を特定。特定された2名は、令和7年2月、外国捜査機関により逮捕。

※ デミキシングとは、ミキシングにより匿名化を図られた暗号資産の取引履歴を分析し、送信元や送信先を特定することをいう。